

浜松市条例第 26 号

浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例

浜松市かわな野外活動センター条例（昭和 60 年浜松市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第 6 条関係）	別表（第 6 条関係）
1 （略）	1 （略）
2 <u>暖房装置利用料金</u> （舎営施設に限る。）	2 <u>床暖房設備利用料金</u> （舎営施設に限る。）
（略）	（略）
	3 <u>空調設備利用料金</u> （舎営施設に限る。）
	<u>1 棟につき 10,000 円</u>
3 （略）	4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 空調設備の利用に係る改正後の浜松市かわな野外活動センター条例第 4 条の規定による利用の許可及び同条例第 6 条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（あらし）

この条例は、舎営施設に空調設備を設置することに伴い、所要の整備を行うものです。